

特別金利定期預金（ステップアップ型）第2弾 規定

新湊信用金庫

1.（預入れ）

- （1）この定期預金への預入れは当金庫営業エリアにお住まいの個人・個人事業主のお客さまに限ります。
- （2）この定期預金の新規預入金額は一契約10万円以上とします。
- （3）この定期預金は預入期間1年間の自動継続（元利金継続・単利型）扱いのみとします。
なお、5回目の自動継続以降は、預入期間1年のスーパー定期に切替いたします。

2.（適用利率）

- （1）この定期預金の初回適用利率（税引前）は「年0.90%」とします。
- （2）この定期預金の自動継続後の適用利率（継続日における税引前の利率）は、継続回数に応じて次の通り適用します。
 - ① 継続回数1回目（2年目）は「年1.10%」
継続回数2回目（3年目）は「年1.30%」
継続回数3回目（4年目）は「年1.50%」
継続回数4回目（5年目）は「年1.70%」
 - ② 継続回数5回目以降は、スーパー定期1年ものの店頭表示利率を適用します。
- （3）この定期預金を満期日（自動継続をしたときはその満期日をいいます。以下同じです。）の前日まで解約する場合、次の中途解約利率を適用します。

〈中途解約利率〉

預入期間6ヶ月未満 …………… 「普通預金利率」

預入期間6ヶ月以上1年未満… 「約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨て。以下同じです。）」

3.（一部解約の取扱）

この定期預金の一部解約はできません。

4.（利 息）

- （1）この定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって単利の方法で計算し、満期日に支払います。
- （2）お客さまの申し出によって当金庫がやむをえないと認めてこの定期預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた第2条3項の中途解約利率によって単利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- （3）この定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。
本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定」および「総合口座取引規定」により取扱いします。

以 上

定期預金共通規定

新湊信用金庫

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書（通帳）と引換えに取引店で返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記3. (4) ①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記3. (4) ①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 期日指定定期預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに取引店に提出してください。
- (4) 次の①、②および③の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員または暴力団周辺者
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、エセ右翼、エセ同和等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - F その他AからEに準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

4. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この預金の証書は再発行いたしません。

なお、通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます)する場合には、当金庫店頭に表示する手数料をいただきます。

5. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、証書(通帳)は所定欄および当金庫所定の払戻請求書に届出印により記名押印して通知と同時に当金庫にこの証書(通帳)とともに提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 上記②の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 上記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると

認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定

新湊信用金庫

1.（自動継続）

- （1）自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下後記3.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。

ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- ③ 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合（以下「複利型の自由金利型定期預金（M型）」といいます。）の利息は、上記①にかかわらず、約定日数および証書記載の利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

- （2）この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型 2 年定期預金（M 型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型 2 年定期預金（M 型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M 型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型 2 年定期預金（M 型）に継続します。

③ 預入日の 2 年後の応当日の翌日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息および複利型の自動継続自由金利型定期預金（M 型）の利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

（3）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（4）この預金を定期預金共通規定 3.（1）により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算（複利型の自動継続自由金利型定期預金（M 型）については 6 か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| A 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率× 5 0 % |
| C 1 年以上 3 年未満 | 約定利率× 7 0 % |

② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------|----------------|
| A 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
|----------|----------------|

- | | | |
|---|------------------|-------------|
| B | 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率× 4 0 % |
| C | 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率× 5 0 % |
| D | 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率× 6 0 % |
| E | 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率× 7 0 % |
| F | 2 年 6 か月以上 4 年未満 | 約定利率× 9 0 % |

③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|------------------|----------------|
| A | 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率× 4 0 % |
| C | 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率× 5 0 % |
| D | 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率× 6 0 % |
| E | 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率× 7 0 % |
| F | 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 約定利率× 8 0 % |
| G | 3 年以上 5 年未満 | 約定利率× 9 0 % |

④ 預入日の 5 年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|------------------|----------------|
| A | 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率× 3 0 % |
| C | 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率× 4 0 % |
| D | 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率× 5 0 % |
| E | 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率× 6 0 % |
| F | 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 約定利率× 7 0 % |
| G | 3 年以上 4 年未満 | 約定利率× 8 0 % |
| H | 4 年以上 5 年未満 | 約定利率× 9 0 % |

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 3 6 5 日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記 2. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行(通帳の記載)しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記2.(2)

②のBの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

この他「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

定期預金共通規定

新湊信用金庫

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書（通帳）と引換えに取引店で返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記3. (4) ①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記3. (4) ①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 期日指定定期預金の一部の金額を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに取引店に提出してください。
- (4) 次の①、②および③の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員または暴力団周辺者
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、エセ右翼、エセ同和等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - F その他AからEに準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

4. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) 証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この預金の証書は再発行いたしません。

なお、通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます)する場合には、当金庫店頭に表示する手数料をいただきます。

5. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、証書(通帳)は所定欄および当金庫所定の払戻請求書に届出印により記名押印して通知と同時に当金庫にこの証書(通帳)とともに提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 上記②の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 上記②による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると

認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

総合口座取引規定

新湊信用金庫

1. (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ① 普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じ。）
- ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
- ③ 上記②の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 前記（1）①から②までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) 定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は取引店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取引店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

(2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

(3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

(1) 普通預金（ただし、無利息型普通預金は除きます。）の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。

- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または200万円のうちのいずれか少ない金額とします。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れ証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8.(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引の定期預金には、後記(2)の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引の定期預金には、後記8.(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときにはその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前記6.(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 上記①の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
- B. 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- C. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率

② 上記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、上記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。

(3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.60%（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫店頭に表示する手数料をいただきます。

10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がなされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を

負いません。

12. (即時支払)

(1) 次の①から④の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。

- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 前記 8. (1) ②により極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき
- ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 14. (3) ①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 14. (3) ①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって届出てください。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、当金庫は入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前記 (1) の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前記 (1) から (3) に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および印章を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを

支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金証書（通帳）を発行します。

- (2) 前記 12. (1) および (2) の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できるものとします。

また、次の①から④の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が後記 18. (1) に違反した場合
- ③ この預金者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- (3) 前記 (2) のほか次のいずれかの一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員または暴力団周辺者
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、エセ右翼、エセ同和等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
- F その他 A から E に準ずる者

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他 A から D に準ずる行為

- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が

一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (5) 前記(2)から(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

16. (通知等)

届出のあった氏名・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 上記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

18. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他のこの取引にかかる一切の権利およびこの通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金が前記7.(1)により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出印により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、相殺により貸越金が増加額を超えることとなるときは、増加額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。

② 上記①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 上記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を摘要するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについても当金庫の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上